

公告

次のとおり施工体制提案書の提出を公募します。

令和8年2月10日

中野市長 湯本 隆英

1 工事の概要

- (1) 工事名 令和8年度中野市小規模維持補修工事
(市単道路橋梁維持修繕) (単価契約)
(工事箇所：市道2,546路線)

(2) 工事の目的

中野市が管理する道路施設の破損等により市民に著しい不便が生ずる恐れのある下記事業を対象とする。

- ア 道路施設等を適切な状態に保つために実施する舗装修繕、側溝清掃、草刈、構造物小修理等の維持補修工事
イ 緊急に補修を要する工事
ウ その他市長が特に必要と認めた工事

(3) 工事内容

予定している工事の内容は下記のとおり。ただし、数量は概算である。なお、各工種における契約単価の諸経費率は80%とし積算している。

オーバーレイ工	1,200㎡
舗装打換え工	750㎡
除草工	17,000㎡
側溝清掃工	500m
区画線工	185m

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 工事实施上の要件

実施にあたっては、「中野市道路業務における小規模維持補修工事等試行要領」並びに「道路維持補修業務の民間委託に伴う維持補修工事特記仕様書」及び関係規定を遵守すること。

(6) その他

除雪業務委託契約期間中の緊急に補修を要する工事については、当該路線の除雪委託業者へ依頼することがある。

2 施工体制提案書の提出者に必要とされる要件（公告日から契約決定日までの間）

（1）対象工事に共通する提案参加資格基本要件

- ア 中野市建設工事等競争入札参加資格を有している者であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- エ 建設業法第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- オ 有効な経営事項審査を有している者であること。
- カ 市発注のほかの対象工事において、請負契約約款第17条に基づく「設計図書不適合の場合の改造の請求」を受けていない者であること。
- キ 市発注のほかの対象工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、対象工事の完了期限経過後、請負契約約款第31条に基づく工事完成の通知をしていない者でないこと。
- ク 市発注のほかの対象工事の入札において、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- ケ 参加者（特定共同企業体にあつては構成員の全て）は、市税等徴収金に滞納がないこと。

（2）工事において定める提案参加資格要件

- ア 「土木一式」又は「とび・土工・コンクリート」のいずれか、かつ「舗装」の入札参加資格を有する者であること。

ただし、特定共同企業体にあつては、中野市小規模維持補修工事等特定共同企業体試行要領（以下「特定共同企業体試行要領」という。）第4に規定する条件を満足すること。

- イ 当該工事に対応する許可業種に係る主任技術者を当該工事現場毎に配置できること。
- ウ 契約時に法定外労働災害補償制度（経営事項審査における対象要件と同じ）に加入していること。ただし、当該制度は元請・下請を問わず補償できる保険であり、かつ当該工事等の契約期間の全ての間において対象とする保険でなければならない。

なお、特定共同企業体試行要領に基づく特定共同企業体による提案参加にあつては、ア及びイを除き、各構成員すべての者が要件を満たしていること。ただし、ア及びイについては、特定共同企業体として要件を満たしていること。また、構成員は、「土木一式」、「とび・土工・コンクリート」又は「舗装」のいずれかの中野市建設工事等入札参加資格を有していること。

3 施工体制提案を求める具体的内容

(注) 緊急時に対する人員体制、保有する資機材、緊急時の体制等について、具体的な対応方針について記述を求める。

評 価 事 項			
評価項目	評価事項		配点
施工体制 (85 点)	人員体制 (20 点)	技術者数	10
		労務者数	10
	保有資機材 (20 点)	自社 (又は長期リース契約) 保有機械の量	5
		資 材	10
		資機材庫の位置	5
	緊急時体制 (45 点)	緊急時連絡体制	15
		緊急時施工体制	20
		独自の緊急時体制	10
価格点 (15 点)	総価による計算		15
評点の合計結果			100

4 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 参加表明書の作成様式

様式 1 による。

(2) 参加要件資料の作成様式

様式 2 による。

(3) 特定共同企業体の提出資料

特定共同企業体試行要領に基づく特定共同企業体による提案参加にあっては、同要領第 8 条に規定する同要領様式 1 及び様式 2 - 1 又は様式 2 - 2 並びに入札参加資格に関する関係書類を提出すること。

(4) 担当課・問い合わせ先

〒383-8614 中野市三好町一丁目 3 番19号

中野市建設水道部都市建設課 維持係

電 話 0269-22-2111 (内線266)

F A X 0269-22-5925

電子メール (toshikensetsu@city.nakano.nagano.jp)

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和 8 年 2 月 20 日 (金) まで

イ 提出場所 4 (4) に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間

は午前9時から午後5時まで) 郵送で提出した場合は、到達したことを電話で4(4)に確認すること。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに
限る。

(6) 施工体制提案書の提出者を選定するための基準

施工体制提案書の提出者は次の基準に基づいて選定される。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 入札参加資格	中野市建設工事入札参加資格	入札参加資格を有しているか(特定共同企業体の場合には構成員すべての者)
2 業種	「土工一式」又は「とび・土工・コンクリート」かつ「舗装」	左記業種の登録を有しているか(特定企業体の場合には構成員すべての者)
3 本店の所在地	本店の状況	中野市に存在しているか
4 技術者	建設業に定める配置技術者の配置	建設業に規定する「土工一式」、「とび・土工・工事」、「舗装工事」の主任技術者となりうる国家資格を有する者を配置できるか

なお、施工体制提案書提出選定者の業者名(特定共同企業体にあつては構成員の業者名を含む。)は、契約締結後、公表するものとする。

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、施工体制提案書の提出者として該当とならなかった者に対して、該当しなかった旨及びその理由(以下「非該当理由」という。)を書面により通知する。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日以内に、書面(様式自由)により、発注者に対して非該当理由についての説明を求めることができる。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(休日を含まない。)に書面により回答する。

エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

a 受付場所 4(4)に同じ。

b 受付時間 上記イの期間の午前9時から午後5時まで

c 受付方法 原則としてFAXとする。(回答を受ける担当者名、電話番号及び

FAX番号を併記すること。)なお、到達したことを電話で4
(4)の担当者に確認すること。

d 回答方法 原則としてFAXとする。

(8) その他の留意事項

ア 施工体制提案書提出の非該当者以外の者については、第6に記載する書類の提出期限を記載した通知を行うものとする。

イ 参加表明書の提出をした業者名(参加要件資料審査結果表)は、契約締結後公表するものとする。

5 施工体制提案書の作成・提出に係る事項

(1) 施工体制提案書の作成様式

様式6による。

(2) 施工体制資料の作成様式

様式7による。(注) 様式7号を基本に、工事の内容に応じて設定すること。

(3) 施工体制提案書記載上の留意事項

ア 技術者については、本業務に携わる技術者全員を記載すること。また、求める資格者については建設業法に規定する「土木一式工事」・「とび・土工工事」・「舗装工事」の主任技術者に必要な資格を有する者でなければならないこと。

イ 労務者については、本業務に携わる予定の労務者全員を記載すること。技能等の資格を保有する場合には記載すること。また、下請けを予定している場合も施工体制を記載すること。

ウ 緊急時の対応に役立つと思われる建設機械を記載すること。長期リース契約のもので、工期中途で契約が切れるものについては、備考欄に代替機の導入予定の有無、継続契約の意思の有無について記載すること。なお、建設機械については排出ガス対策型建設機械に指定されているもののみを記載のこと。

エ 資材については、緊急時の対応に役立つと思われるもので、常時、資材庫等にストックしてある平均的な量を記載すること。

オ 緊急時の体制は樹形図等による連絡体制図等を記載すること。勤務時と夜間・休日時あるいは事象により対応が分かれている場合には、それが分るように記載すること。

カ 当番制や宿直制など、独自の緊急体制を取っている場合には記載のこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 4(4)に同じ。

イ 受付期間 令和8年2月16日(月)から令和8年2月20日(金)午後5時まで

- ウ 受付方法 FAX又は電子メールとする。
- エ 回答方法 ・施工体制提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とし、質問者に対してFAX又はメールにより回答する。

(5) 施工体制提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和8年2月25日(水)
- イ 提出場所 4(4)に同じ。
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出方法 持参又は郵送とする。(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで) 郵送で提出した場合は、到達したことを電話で4(4)の担当者に確認すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに到達したものに限り。

(6) 施工体制提案書のヒアリングに関する事項

- 令和8年3月11日(水) 午前10時00分から午後3時30分
- 中野市役所 (詳細は別途連絡する)
- 各者20分程度を想定。質疑応答時間は10分程度

(7) 価格提案書の開封

- 令和8年3月11日(水)
- 中野市役所 (詳細は別途連絡する)

(8) 施工体制提案書を特定するための評価

施工体制提案書については、建設工事施工体制評価委員会にて審査・評価を行い、特定する。なお、施工体制提案書を提出した者の審査結果表は、公表するものとする。

(9) 特定者への通知に関する事項

市長は、特定した者に対して、特定した旨を通知するとともに、各工種の見積単価を記載した見積書を徴取し、各単価が発注者の定めた予定価格以下の場合に契約を締結するものとする。

また、見積回数は2回を限度とし、なお見積単価が予定価格を超えている場合は失格とする。

(10) その他の留意事項

- ア 提出された施工体制提案書は返却しません。
- イ 施工体制提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された施工体制提案書は、施工体制提案書の特定以外には、提出者に無断で使用しない。ただし、提出された提案書は公表の対象とする。
- エ 施工体制提案書に虚偽の記載をした場合は、施工体制提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがある。

6 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 関連情報を入手するための窓口 4 (4) に同じ
- (3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合がある。
- (4) 施工体制提案書の補足資料がある場合には、ヒアリング時に提出することができる。
- (5) 特定者に対し、契約前に施工体制提案書の内容に関する次の資料提出を求める。
 - ア 技術者資格を証する資格証の写し等
 - イ 保有する建設機械の写真(原則、1台1枚とする)及び車検証の写し、リース機械にあっては契約書の写し(提出する建設機械は、ダンプトラック・バックホー・振動ローラーとするが、その他必要に応じて発注機関が求める建設機械についても提出するものとする。)
 - ウ 資機材庫の外観及び材料庫内の写真(原則、外観及び庫内各1枚とする)。資材等の保有状況が概ね判断できるもの
 - エ 市税等徴収金に滞納がないことの証明書の写し(特定共同企業体にあっては構成員のすべてについて、入札参加資格申請時に提出するものとする。)
- (6) 特定者は、契約時に法定外労働災害補償制度に加入しなければならない。また、契約時に制度加入を証する書類(特定共同企業体にあっては全ての者)を提出すること。
- (7) 本件は令和8年度契約に係る準備行為であり、本業務に関わる契約は市議会が承認されることを条件とするものです。